

參考資料

令和5年災害気象名別被害額一覧表（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

（単位：千円）

番号	期間	災害名	警報等対象市町村	合計
1	1月24日～25日	寒波	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 阿久根市, 出水市, 伊佐市, 長島町, 薩摩川内市, 霧島市, 始良市, さつま町, 湧水町, 枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市, 東串良町, 南大隅町, 肝付町, 西之表市, 三島村, 中種子町, 南種子町, 屋久島町	2,628,961
2	2月10日	大雨・洪水警報	薩摩川内市, 屋久島町	0
3	4月6日～7日	豪雨		21,192
4	4月19日～20日	大雨・洪水警報	奄美市, 大和村, 龍郷町, 喜界町	49,967
5	5月11日	地震 (最大震度4)	十島村	0
6	5月13日	地震 (最大震度5弱)	十島村, 屋久島町, 奄美市, 南種子町, 鹿屋市, 西之表市, 南さつま市, 三島村, 錦江町, 中種子町	0
7	5月18日～19日	大雨警報	屋久島町	0
8	5月22日	大雨警報	徳之島町, 天城町	63,000
9	5月23日	地すべり		98,565
10	5月27日	地震 (最大震度4)	十島村	0
11	6月1日	地震 (最大震度4)	十島村	0
12	6月1日～2日	台風第2号	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	6,819
13	6月6日	大雨・洪水警報	鹿児島市, 日置市	218,423
14	6月8日	大雨警報	枕崎市, 南さつま市, 南九州市, 鹿屋市	287,500
15	6月9日～10日	大雨警報	十島村	170,811
16	6月10日～12日	大雨警報	十島村, 西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町	0
17	6月18日～19日	大雨警報	十島村	2,530,467
18	6月19日～20日	大雨警報	和泊町, 知名町	949,606
19	6月20日～26日	大雨警報	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 徳之島町, 天城町, 十島村	577,389
20	6月30日～7月2日	大雨警報	鹿児島市, 阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 始良市, 錦江町, 肝付町, 曾於市, 南大隅町, 伊佐市, さつま町, 湧水町, 霧島市, 十島村, 三島村, 西之表市	2,641,037
21	7月3日～5日	大雨・洪水警報	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 阿久根市, 出水市, 伊佐市, 薩摩川内市, 霧島市, 始良市, さつま町, 湧水町, 枕崎市, 南さつま市, 南九州市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	30,136
22	7月24日	大雨・洪水警報	出水市	0
23	8月1日～10日	台風第6号	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町, 奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 十島村, 鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 阿久根市, 出水市, 伊佐市, 長島町, 薩摩川内市, 霧島市, 始良市, さつま町, 湧水町, 枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	6,558,876
24	8月18日	大雨警報	鹿屋市	703
25	8月24日	大雨警報	鹿児島市	0
26	9月9日	地震 (最大震度4)	十島村	0
27	9月10日	落雷		388
28	9月10日	強風		888
29	10月8日～9日	大雨・洪水警報	瀬戸内町, 喜界町, 屋久島町	55,199

令和5年災害気象名別被害額一覧表（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

（単位：千円）

番号	期間	災害名	警報等対象市町村	合計
30	10月27日	強風		50
31	11月11日	地震 (最大震度4)	曾於市, 大崎町	0
32	11月11日	地震 (最大震度4)	十島村	0
合計				16,889,977

第3号様式 災害年報

発生年月日		災害名		計	寒波	大雨・洪水警報	豪雨	大雨・洪水警報	地震 (最大震度4)	地震 (最大震度5弱)	大雨警報	大雨警報	地すべり	地震 (最大震度4)
区分					1/24~25	2/10	4/6~4/7	4/19~20	5/11	5/13	5/18~19	5/22	5/23	5/27
人的被害	死者	人												
	災害関連死者	人												
	行方不明者	人												
	負傷者	重傷	人	3										
軽傷		人	7											
住家被害	全壊	棟												
		世帯												
		人												
	半壊	棟	1											
		世帯	1											
		人	1											
	一部破損	棟	53											
		世帯	53											
		人	96											
	床上浸水	棟	39											
		世帯	57											
		人	75											
床下浸水	棟	168												
	世帯	168												
	人	272												
非住家	公共建物	棟	3											
	その他	棟	29											
その他	田	流失・埋没	ha	68.6										
		冠水	ha											
	畑	流失・埋没	ha	70.9							7.00			
		冠水	ha											
	学校	箇所	6											
	病院	箇所												
	道路	箇所	169			1								
	橋りょう	箇所	1											
	河川	箇所	338				2							
	港湾	箇所	5											
	砂防	箇所	2											
	消掃	箇所												
	鉄道不	箇所												
被害船隻	隻													
水道	戸													
電話	回線													
電気	戸													
ガス	戸													
その他	ブロック塀等	箇所												
	治山施設	箇所	13											
	農道	箇所	3				3							
	林道	箇所	118				3					1		
	漁港等	箇所	4											
	庁舎等	箇所	4											
	体育館等	箇所	11											
	公民館等	箇所	22											
史跡	箇所	2												
火災発生	建物	件												
	危険物	件												
	その他	件												
り災世帯数	世帯	22												
り災者数	人	23												
公立文教施設	千円	2,170												
農林水産業施設	千円	4,643,877					26,700			63,000	98,565			
公共土木施設	千円	8,354,209				21,192	23,267							
その他の公共施設	千円	172,138												
小計	千円	13,172,394				21,192	49,967			63,000	98,565			
その他	公共施設被害市町村数	団体	81			1	2			1	1			
	農産被害	千円	3,414,602	2,628,961										
	林産被害	千円	4,449											
	畜産被害	千円	112,836											
	水産被害	千円	31,673											
	商工被害	千円	6,823											
その他	千円	147,200												
被害総額	千円	16,889,977	2,628,961			21,192	49,967			63,000	98,565			
都道府県災害対策本部設置														
災害対策本部設置市町村		27												
災害救助法適用市町村														
消防職員出動延人数		760		4										
消防団員出動延人数		5,689					1	2	5			3		



令和5年8月30日
内閣府政策統括官（防災担当）

「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が8月25日（金）に閣議決定され、本日（8月30日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(※令和5年梅雨前線豪雨等(台風第2号の暴風雨を含む))

2. 適用措置の指定

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)

④公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。

⑤私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。

⑥小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

8月25日(金) 閣議決定

8月30日(水) 公布・施行

政令第二百六十四号

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条及び第二十四条に規定する措置
<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p>	

二 上欄の暴風雨とは、令和五年台風第二号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



令和 6 年 3 月 13 日
内閣府政策統括官（防災担当）

「令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和 6 年 3 月 8 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 13 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田
TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置				
		3条 4条	5条	6条	12条	24条
平成27年5月29日から令和5年3月9日までの間の口永良部島噴火	鹿児島県熊毛郡屋久島町	○				○
平成29年10月21日から令和5年5月8日までの間の地滑り	大阪府泉南郡岬町	○				○
令和2年7月4日から令和5年3月28日までの間の地滑り	熊本県球磨郡球磨村	○				○
令和3年6月21日から令和5年1月5日までの間の地滑り	兵庫県美方郡新温泉町	○				○
令和5年10月5日の豪雨	北海道様似郡様似町	○				○
令和5年5月5日の地震	石川県珠洲市	◎	○	○	◎	◎
令和2年6月10日から令和5年1月10日までの間の地滑り	奈良県吉野郡十津川村		○			○
令和5年5月7日及び同月8日の豪雨	長野県木曾郡木曾町		○			○
	兵庫県宍粟市		○			○
	和歌山県伊都郡高野町		○			○
令和5年9月14日から同月18日までの間の豪雨	長崎県平戸市		○			○
令和5年10月1日及び同月2日の豪雨	新潟県糸魚川市		○			○
令和5年10月7日及び同月8日の豪雨	宮崎県児湯郡西米良村		○			○
令和5年8月1日から同月11日までの間の暴風雨	宮崎県西諸県郡高原町	○				○
	鹿児島県鹿児島郡十島村	○				○
	沖縄県国頭郡東村	○				○
	鹿児島県肝属郡南大隅町	○	○			○
	高知県高岡郡梶原町		○			○
	宮崎県東臼杵郡諸塚村		○			○
	宮崎県東臼杵郡椎葉村		○			○
	宮崎県東臼杵郡美郷町		○			○
	宮崎県西臼杵郡日之影町		○			○
	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町		○			○
	沖縄県うるま市		○			○
	沖縄県国頭郡本部町		○			○
	沖縄県中頭郡西原町		○			○
令和5年9月4日から同月9日までの間の豪雨及び暴風雨	千葉県夷隅郡大多喜町	◎	◎			◎
	茨城県日立市		◎			◎
	千葉県勝浦市		◎			◎
	千葉県鴨川市		◎			◎
	千葉県長生郡睦沢町		○			○
	千葉県長生郡長南町		◎			◎

2. 適用措置の概要

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)
- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)
- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚法第12条)
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

- 3月8日(金) 閣議決定
- 3月13日(水) 公布・施行

政令第四十九号

令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
 条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
 定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下
 「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下
 欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十七年五月二十九日から令和五年三月九日 までの間の口永良部島噴火による災害で、鹿児島 県熊毛郡屋久島町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

<p>平成二十九年十月二十一日から令和五年五月八日までの間の地滑りによる災害で、大阪府泉南郡岬町の区域に係るもの</p>	<p>令和二年七月四日から令和五年三月二十八日までの間の地滑りによる災害で、熊本県球磨郡球磨村の区域に係るもの</p>	<p>令和三年六月二十一日から令和五年一月五日までの間の地滑りによる災害で、兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの</p>	<p>令和五年十月五日の豪雨による災害で、北海道様似郡様似町の区域に係るもの</p>	<p>令和五年五月五日の地震による災害で、石川県珠洲市の区域に係るもの</p>
<p>法第三条から第六条まで、第十二条及び第二十四条に規定する措置</p>				

<p>令和二年六月十日から令和五年一月十日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡十津川村の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>令和五年五月七日及び同月八日の豪雨による災害で、長野県木曾郡木曾町、兵庫県宍粟市及び和歌山県伊都郡高野町の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年九月十四日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、長崎県平戸市の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年十月一日及び同月二日の豪雨による災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年十月七日及び同月八日の豪雨による災害で、宮崎県児湯郡西米良村の区域に係るもの</p>	
<p>令和五年八月一日から同月十一日までの間の暴風</p>	

<p>雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 宮崎県西諸県郡高原町、鹿児島県鹿児島郡十島村及び沖縄県国頭郡東村</p> <p>ロ 鹿児島県肝属郡南大隅町</p> <p>ハ 高知県高岡郡梶原町、宮崎県東臼杵郡諸塚村、椎葉村及び美郷町並びに西臼杵郡日之影町及び五ヶ瀬町並びに沖縄県うるま市、国頭郡本部町及び中頭郡西原町</p> <p>令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
--	---

<p>イ 千葉県夷隅郡大多喜町</p> <p>ロ 茨城県日立市並びに千葉県勝浦市、鴨川市並びに長生郡睦沢町及び長南町</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 令和五年八月一日から同月十一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和五年台風第六号によるものをいう。</p> <p>二 令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和五年台風第十三号によるものをいう。</p>	

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第二百六号）

二 令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第三百

二十五号）

令和5年の台風発生状況

台風発生数と接近・上陸数は、別表の通りとなっている。

発生数は17個で、平年に比べて少なかった。

九州への上陸数は0個だった。平年は1.2個。

九州南部への接近数は2個だった。平年は3.9個。

奄美地方への接近数は2個だった。平年は4.3個。

別表：台風の発生数と接近・上陸数(1951～2023年)

年		発生数												上陸数		接近数(上陸を含む)			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	全国	九州	九州北部	九州南部	奄美地方
1951	昭和26	0	1	1	2	1	1	3	3	2	4	1	2	21	2	1	4	3	5
1952	昭和27	0	0	0	0	0	3	3	5	3	6	3	4	27	3	1	3	3	7
1953	昭和28	0	1	0	0	1	2	1	6	3	5	3	1	23	2	1	1	2	2
1954	昭和29	0	0	1	0	1	0	1	5	5	4	3	1	21	5	4	4	5	6
1955	昭和30	1	1	1	1	0	2	7	6	4	3	1	1	28	4	2	8	8	4
1956	昭和31	0	0	1	2	0	1	2	5	6	1	4	1	23	3	1	4	4	4
1957	昭和32	2	0	0	1	1	1	1	4	5	4	3	0	22	1	1	4	5	3
1958	昭和33	1	0	0	1	1	4	7	5	5	3	2	2	31	4	0	1	2	2
1959	昭和34	0	1	1	1	0	0	2	5	5	4	2	2	23	4	2	3	4	5
1960	昭和35	0	0	0	1	1	3	3	10	3	4	1	1	27	4	1	5	5	2
1961	昭和36	1	0	1	1	0	2	3	4	6	4	1	1	29	3	1	6	6	4
1962	昭和37	0	1	0	1	2	0	5	8	4	5	3	1	30	5	2	2	2	5
1963	昭和38	0	0	0	1	0	4	4	3	5	4	0	3	24	2	1	4	3	2
1964	昭和39	0	0	0	0	2	2	7	5	6	5	6	1	34	2	2	3	4	5
1965	昭和40	2	1	1	1	2	3	5	5	8	2	2	0	32	5	1	2	4	4
1966	昭和41	0	0	0	1	2	1	4	10	9	4	3	1	35	5	1	6	5	8
1967	昭和42	0	1	2	1	1	1	7	9	9	4	3	1	39	3	1	3	4	4
1968	昭和43	0	0	0	1	1	1	3	8	3	5	5	0	27	3	3	4	5	4
1969	昭和44	1	0	1	1	0	0	3	4	3	3	2	1	19	2	1	1	2	1
1970	昭和45	0	1	0	0	0	2	3	6	5	5	4	0	26	3	1	5	5	6
1971	昭和46	1	0	1	3	4	2	8	5	6	4	2	0	36	4	2	4	5	6
1972	昭和47	1	0	0	0	1	3	6	5	5	5	3	2	31	3	1	2	3	1
1973	昭和48	0	0	0	0	0	0	7	5	2	4	3	0	21	1	1	2	3	2
1974	昭和49	1	0	1	1	1	4	4	5	5	4	4	2	32	3	1	3	4	5
1975	昭和50	1	0	0	0	0	0	2	4	5	5	3	1	21	2	0	3	4	3
1976	昭和51	1	1	0	2	2	2	4	4	5	1	1	2	25	2	2	4	4	5
1977	昭和52	0	0	1	0	0	1	3	3	5	5	1	2	21	1	1	1	2	2
1978	昭和53	1	0	0	1	0	3	4	8	5	4	4	0	30	4	2	5	7	6
1979	昭和54	1	0	1	1	2	0	4	2	6	3	2	2	24	3	1	5	4	3
1980	昭和55	0	0	0	1	4	1	4	2	6	4	1	1	24	1	1	2	2	3
1981	昭和56	0	0	1	2	0	3	4	8	4	2	3	2	29	3	2	3	3	1
1982	昭和57	0	0	3	0	1	3	3	5	5	3	1	1	25	4	1	2	2	3
1983	昭和58	0	0	0	0	0	1	3	5	2	5	5	2	23	2	1	1	2	0
1984	昭和59	0	0	0	0	0	2	5	5	4	7	3	1	27	0	0	2	2	2
1985	昭和60	2	0	0	0	1	3	1	8	5	4	1	2	27	3	1	5	5	8
1986	昭和61	0	1	0	1	2	2	3	5	3	5	4	3	29	0	0	2	1	3
1987	昭和62	1	0	0	1	0	2	4	4	6	2	2	1	23	1	0	3	4	4
1988	昭和63	1	0	0	0	1	3	2	8	8	5	2	1	31	2	0	0	2	6
1989	平成元	1	0	0	1	2	2	7	5	6	4	3	1	32	5	3	4	5	4
1990	平成2	1	0	0	1	1	3	4	6	4	4	1	1	29	6	0	5	5	4
1991	平成3	0	0	2	1	1	1	4	5	6	3	6	0	29	3	2	5	6	7
1992	平成4	1	1	0	0	0	2	4	8	5	7	3	0	31	3	3	4	4	3
1993	平成5	0	0	1	0	0	1	4	7	5	5	2	3	28	6	3	6	6	6
1994	平成6	0	0	0	1	1	2	7	9	8	6	0	2	36	3	0	4	3	2
1995	平成7	0	0	0	1	0	1	2	6	5	6	1	1	23	1	1	2	2	2
1996	平成8	0	1	0	1	2	0	5	6	6	2	2	1	26	2	2	2	3	3
1997	平成9	0	0	0	2	3	3	4	6	4	3	2	1	28	4	2	4	4	5
1998	平成10	0	0	0	0	0	0	1	3	5	2	3	2	16	4	1	4	4	3
1999	平成11	0	0	0	2	0	1	4	6	6	2	1	0	22	4	2	5	5	6
2000	平成12	0	0	0	0	2	0	5	6	5	2	2	1	23	0	0	2	2	5
2001	平成13	0	0	0	0	1	2	5	6	5	3	1	3	26	2	0	0	2	3
2002	平成14	1	1	0	0	1	3	5	6	4	2	2	1	26	3	0	5	5	8
2003	平成15	1	0	0	1	2	2	2	5	3	3	2	0	21	2	0	5	5	6
2004	平成16	0	0	0	1	2	5	2	8	3	3	3	2	29	10	3	9	9	8
2005	平成17	1	0	1	1	1	0	5	5	5	2	2	0	23	3	1	1	1	1
2006	平成18	0	0	0	0	1	1	3	7	3	4	2	2	23	2	2	3	2	2
2007	平成19	0	0	0	1	1	0	3	4	5	6	4	0	24	3	2	3	2	2
2008	平成20	0	0	0	1	4	1	2	4	4	2	3	1	22	0	0	2	2	2
2009	平成21	0	0	0	0	2	2	2	5	7	3	1	0	22	1	0	1	1	2
2010	平成22	0	0	1	0	0	0	2	5	4	2	0	0	14	2	0	2	1	3
2011	平成23	0	0	0	0	2	3	4	3	7	1	0	1	21	3	0	4	6	5
2012	平成24	0	0	1	0	1	4	4	5	3	5	1	1	25	2	0	6	4	9
2013	平成25	1	1	0	0	0	4	3	6	7	7	2	0	31	2	1	3	3	3
2014	平成26	2	1	0	2	0	2	5	1	5	2	1	2	23	4	2	4	5	8
2015	平成27	1	1	2	1	2	2	3	4	5	4	1	1	27	4	2	4	4	3
2016	平成28	0	0	0	0	0	0	4	7	7	4	3	1	26	6	2	3	4	4
2017	平成29	0	0	0	1	0	1	8	5	4	3	2	2	27	4	2	4	4	3
2018	平成30	1	1	1	0	0	4	5	9	4	1	3	0	29	5	1	8	8	9
2019	令和元	1	1	0	0	0	1	4	5	6	4	6	1	29	5	1	5	5	1
2020	令和2	0	0	0	0	1	1	0	8	3	6	3	1	23	0	0	3	4	4
2021	令和3	0	1	0	1	1	2	3	4	4	4	1	1	22	3	2	3	2	2
2022	令和4	0	0	0	2	0	2	2	5	7	5	1	1	25	3	2	5	3	5
2023	令和5	0	0	0	1	1	1	3	6	2	2	0	1	17	1	0	1	2	2
1991～2020	平年値	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1	3.0	1.2	3.8	3.9	4.3

噴火警戒レベルとは

気象庁では平成 19 年 12 月 1 日から、噴火警戒レベルを導入した。噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、5 段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが高いほうから「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」と名称をつけて呼びかけられる。噴火警戒レベルは、噴火警報及び噴火予報により発表される。

ここで、具体的にレベルに基づく火山活動状況を説明する。

レベル 5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。

レベル 4 (高齢者等避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。

レベル 3 (入山規制)

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

レベル 2 (火口周辺規制)

火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

レベル 1 (活火山であることに留意)

火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

特別警報について

気象庁は平成 25 年 8 月 30 日から、特別警報の運用を開始した。特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが高ま著しく高まっている場合に発表される。特別警報の発表の基準は以下のとおり。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

【発行】

鹿児島県危機管理防災局災害対策課

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

TEL 099-286-2295